

## 白川町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 8,545	千円 6,207,739	千円 227,200	千円 896,063	% 14.5	% 15.1

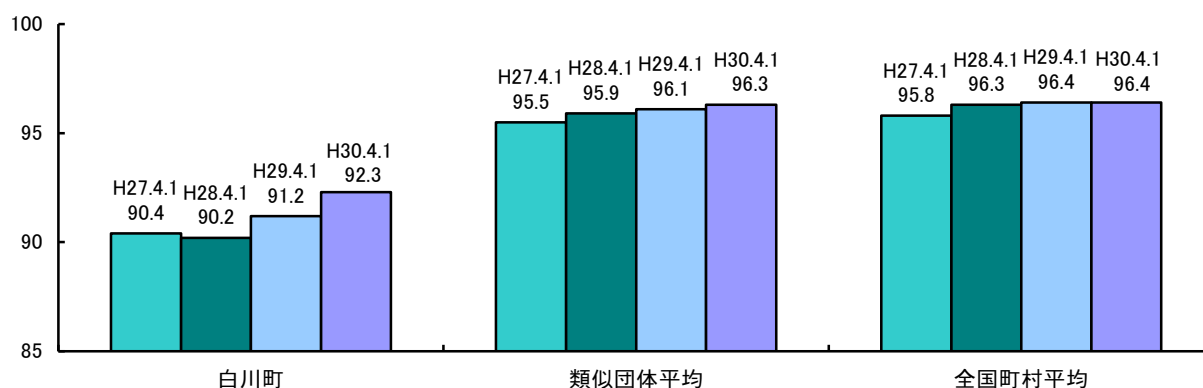
#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
29年度	人 121	千円 364,051	千円 65,638	千円 150,918	千円 580,607

(参考) 一人当たり給与費 B / A	(参考) II-1 平均一人当たり給与費
千円 4,798	千円 5,523

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B (%)	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 (%)	%	%	% 0.16

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[ 実施 未実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 【記入例】平成27年4月1日  
 (内容) 【記入例】一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均○%引下げ。若年層については、……。高齢層については……。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。  
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）【記入例】国基準●%に対し、△△市においても●%を支給。

（実施時期）【記入例】平成 27 年 4 月 1 日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成 27 年 4 月 1 日時点は 1%、給与改定後は平成 27 年 4 月に遡及し 2%、平成 28 年 4 月 1 日から 3%を支給。

（参考）

	平成 26 年度の支給割合	平成 27 年度の支給割合		平成 28 年度の支給割合	平成 29 年度の支給割合	平成 30 年度の支給割合
		4 月 1 日時点	遡及改定後			
国基準による支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%
△△市の支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

【記入例】管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

(6)特記事項

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
白川町	40.4 歳	274,191 円	315,717 円	313,637 円
岐阜県	42.6 歳	328,159 円	405,994 円	363,179 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	41.5 歳	304,556 円	350,996 円	329,554 円

## ② 技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
白川町	46.0 歳	1 人	211,200 円	218,300 円	218,300 円	—	—	—	—
うち学校給食員	0 歳	0 人	円	—	—	調理師	43.2 歳	253,500 円	
うち用務員	0 歳	0 人	円	—	—	用務員	55.6 歳	207,200 円	
岐阜県	47.0 歳	131 人	286,118 円	329,957 円	303,914 円	—	—	—	—
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	—	328,637 円	—	—	—	—
類似団体	49.5 歳	5 人	277,651 円	302,228 円	289,378 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
白川町	—	—	—
うち学校給食員	0 円	3,042,000 円	0
うち用務員	0 円	2,486,400 円	0

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成26～28年の3年平均)。  
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。  
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

## ③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
白川町	41.3 歳	292,480 円	350,442 円
岐阜県	42.6 歳	366,636 円	409,423 円
類似団体	40.2 歳	290,722 円	321,524 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

## (2) 職員の初任給の状況(30年4月1日現在)

区 分		白 川 町	岐 阜 県	国
一般行政職	大学卒	180,700円	189,300 円	179,200円
	高校卒	148,600円	154,300 円	147,100円
技能労務職	高校卒	—	152,000 円	—
	中学卒	—	143,000 円	—
教育職	大学卒	—	211,500 円	—
	高校卒	—	165,600 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の場合況 (30年4月1日現在)

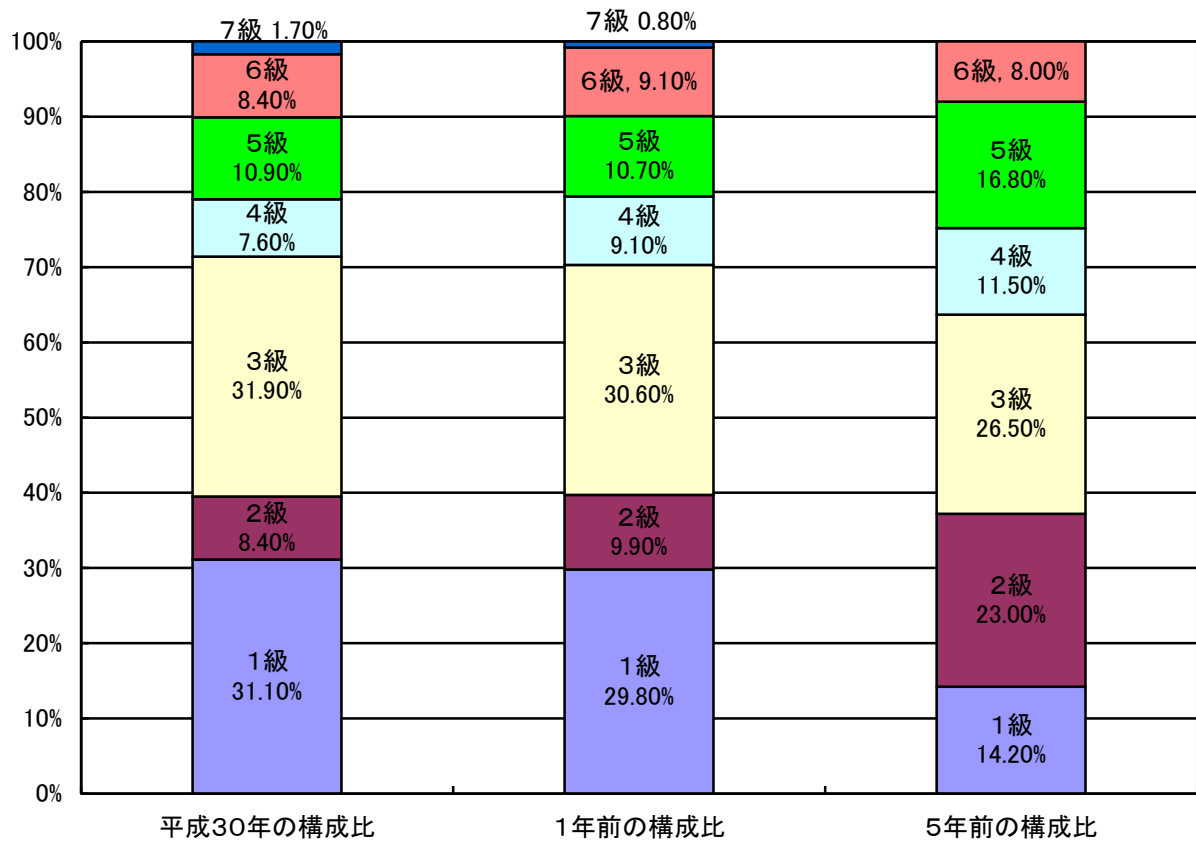
		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	— 円	321,300 円	377,100 円	397,100 円
	高校卒	— 円	288,250 円	277,900 円	349,200 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

**3 一般行政職の級別職員数等の状況**

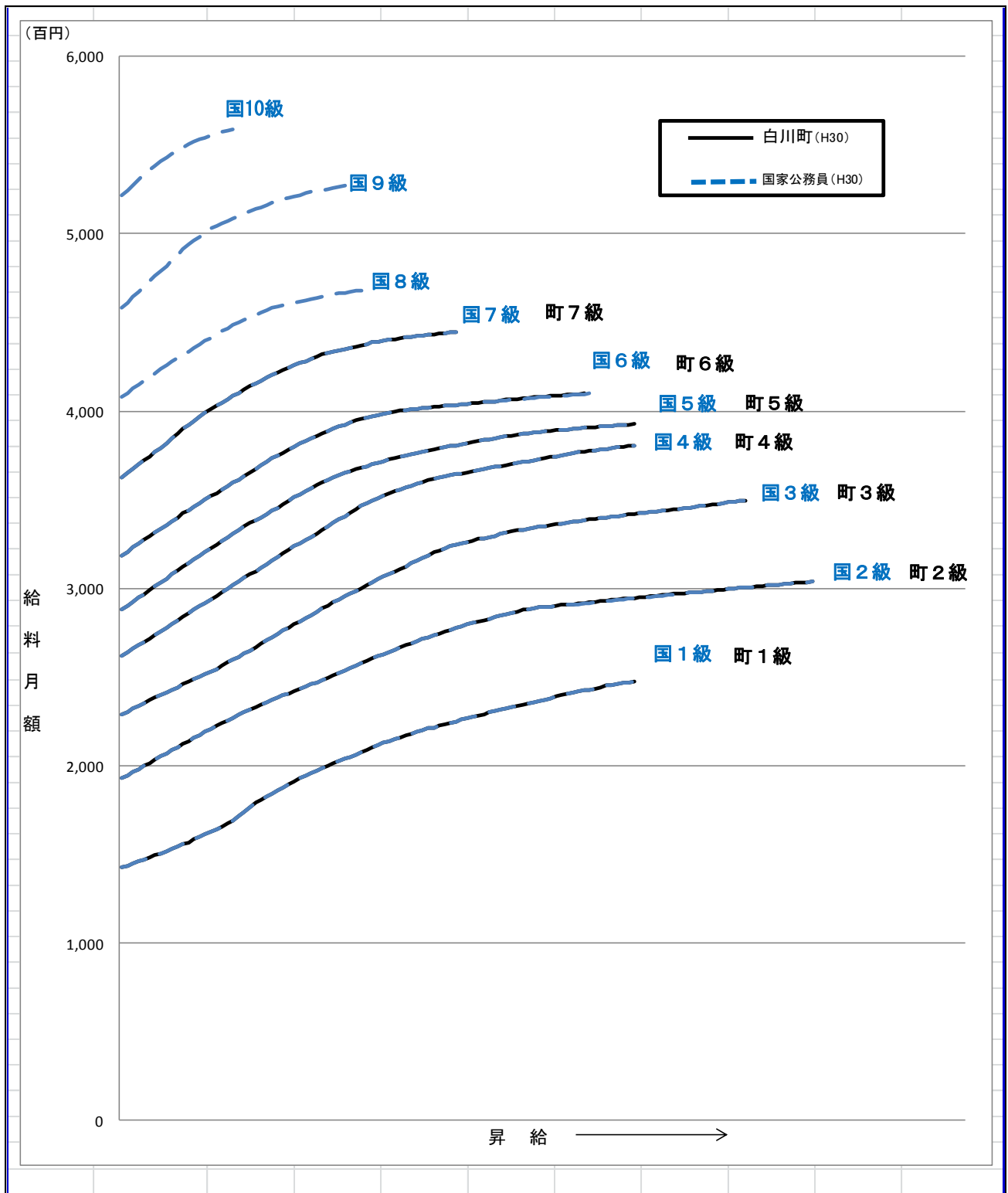
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (30年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7 級	課長	2 人	1.7 %	362,900 円	444,900 円
6 級	課長	10 人	8.4 %	319,200 円	410,200 円
5 級	主幹	13 人	10.9 %	288,900 円	393,000 円
4 級	副主幹	9 人	7.6 %	263,000 円	381,000 円
3 級	主査	38 人	31.9 %	230,000 円	350,000 円
2 級	主任	10 人	8.4 %	194,000 円	304,200 円
1 級	主事	37 人	31.1 %	144,100 円	247,600 円

- (注) 1 白川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（30年4月1日現在）



### (3) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 29 年 4 月 2 日から平成 30 年 4 月 1 日 までにおける運用	白川町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

白川町	岐阜県	国
1人当たり平均支給額（29年度） 1,281 千円	1人当たり平均支給額（29年度） 1,707 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.85 )月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.85 )月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.85 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。





(6) その他の手当 (30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある者に対して 支給 ① 配偶者 6,500円 ② 子 10,000円 ③ その他父母等 6,500円 16歳から22歳の子があるとき +5,000円	同		千 円 16,432	円 135,801
住 居 手 当	住居を一定額以上で借り受けている者 ① 月額23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ② 23,000円以上の場合 (家賃-23,000円)×1/2+ 11,000円	同		千 円 3,149	円 26,024
通 勤 手 当	通勤のため、交通機関及び自動車等を使用している者 片道2~5km 2,000円 以下5km単位で 4,200円・7,100円・10,000円・12,900円・15,800円・18,700円・21,600円・24,400円・26,200円・28,000円・29,800円 60km以上 31,600円	同		千 円 10,754	円 88,876
管 理 職 手 当	管理職の職にある者に対して支給 ① 教育主幹 40,000円 ② 課長 35,000円 ③ 会計管理者・事務局長 30,000円 ④ 公民館長・事務長・保育園長 20,000円	異	職責に応じて支給	千 円 7,980	円 65,950
宿 日 直 手 当	宿日直勤務を命じられた職員に支給 1回につき4,400円	同		3,321 千 円	27,446 円
児 童 手 当	① 3歳未満 15,000円 ② 3歳以上小学校修了前 第1子、2子 10,000円 第3子以降 15,000円 ③ 中学生 10,000円	同		千 円 7,445	円 61,528

## 5 特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	621,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 町 長		870,000 円 / 345,000 円	
報 酬	議 長	280,000 円	365,000 円 / 200,000 円	
	副 議 長	225,000 円	316,000 円 / 168,000 円	
	議 員	215,000 円	301,000 円 / 143,000 円	
期 末 手 当	町 長	(29年度支給割合)		
	副 町 長	4.40 月分		
退 職 手 当	議 長	(29年度支給割合)		
	副 議 長	4.40 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	$621,000 \times (500 \times 4) / 100$	12,420,000	任期ごと
	備 考	$533,000 \times (300 \times 4) / 100$	6,396,000	任期ごと

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

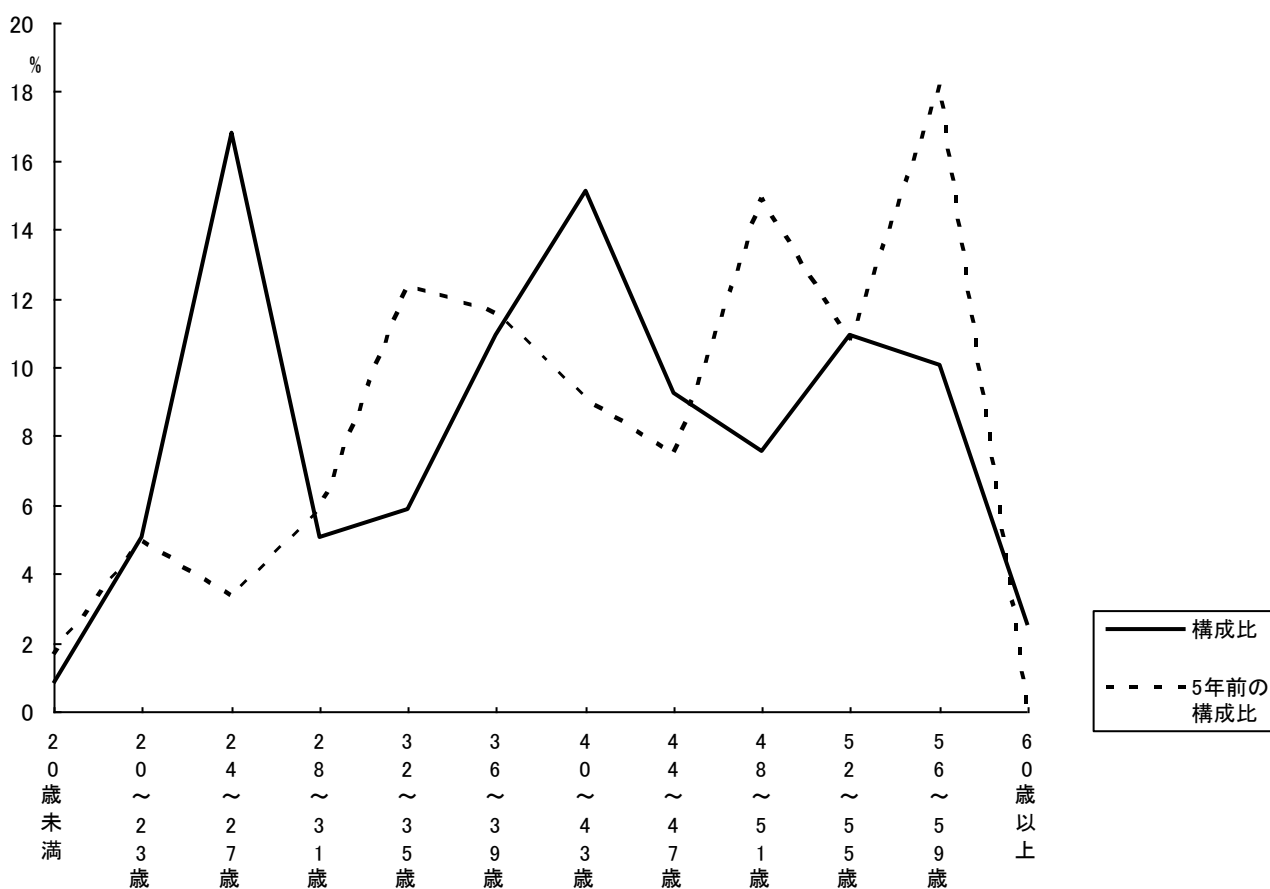
## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門		区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成30年	平成29年	平成30年	平成29年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	2	2	0		新規採用等による増加	
	議 会 総 務	38	36	2			
	税 務	5	6	△1			
	農 林 水 産	11	11	0			
	商 工	3	4	△1			
	土 木	6	5	1			
	民 生 衛 生	25	25	0			
計	99	98	1		<参考> 人口1万人当たり職員数 115.85人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 107.04人)		
教 育 部 門	10	13	△3		退職等による減少		
消 防 部 門							
小 計	109	111	△2		<参考> 人口1万人当たり職員数 127.55人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 129.23人)		
公 営 会 企 業 部 門	水 道	6	6	0			
	そ の 他	4	4	0			
小 計	10	10	0				
合 計	119	121	△2		<参考> 人口1万人当たり職員数 139.26人		

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	6人	20人	6人	7人	13人	18人	11人	9人	13人	12人	3人	119人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	91	92	92	93	98	<b>99</b>	8(8.79%)
教育	23	20	18	17	13	<b>10</b>	-13(130.0%)
消防	0	0	0	0	0	<b>0</b>	0(0%)
普通会計計	114	112	110	110	111	<b>109</b>	-5(-4.58%)
公営企業等会計計	8	8	8	10	10	<b>10</b>	2(25.0%)
総合計	122	120	120	120	121	<b>119</b>	-3(-2.52%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 等級及び職制上の段階ごとの職員数

行政職給料表（1）

平成31年4月1日現在

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	37	31.1	主事	29	48	40.3	係員級
				保健師	1			
				保育士	7			
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務	11	9.2	主任	11			
				保育士	0			
3級	相当の知識又は経験を必要とする職務を行う主査又は係長	37	31.1	主査	26	46	38.7	係長級
				公民館長	1			
				保健師	4			
				園長	1			
				保育士	5			
4級	副主幹又は係長の職務	9	7.6	副主幹	6			
				保健師	1			
				園長	1			
				特産品販路拡大専門監	1			
5級	主幹又は係長の職務	12	10.1	主幹	7	12	10.1	課長 補佐級
				公民館長	3			
				保健師	0			
				園長	1			
				教育主幹	1			
6級	困難な業務を行う課長の職	10	8.4	課長	4	13	10.9	課長級
				会計管理者	1			
				議会事務局長	1			
				子育て支援専門監	1			
				包括推進専門監	1			
				給食センター長	1			
				移住交流サポートセンター長	1			
7級	複雑かつ困難な業務を行う課長又は参事の職務	3	2.5	課長	3			
				参事	0			
合計		119	100.0					

行政職給料表（2）

平成31年4月1日現在

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な技能及び労務等の業務を行う職務	1	100.0	用務員	1	1	100.0	係員級
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務	0	0	用務員	0			
合計		1	100.0					